

須佐郷土史研究会
東京部会会則
<案>

1. 会の名称

本会は「須佐郷土史研究会 東京部会」と称す(以下「本会」という)。

2. 会の目的

本会は以下を目的として活動する。

- イ、須佐地域(萩市、益田市等を含む益田家ゆかりの地域全体を指す。以下「須佐地域」と総称する)を中心とする郷土史研究を通じて会員相互間の親睦を図る。
- ロ、須佐の先人達が積み上げた須佐の文化・歴史を研究し未来へ伝承する活動を通じて微力ながら郷里須佐の文化・教育・観光などに貢献する。

3. 基本原則

- イ、「須佐を愛する」方々の集りとする。
- ロ、須佐地域の郷土史を研究する非営利の民間「同好会」であって、専門的、学術的な研究会を目指す会ではない。
- ハ、本会は政治的、宗教的、思想的に中立であり、本会にこれらに関連するいかなる活動も持ち込んで서는ならない。
- ニ、本会の会則に規定がない事項は「須佐郷土史研究会」の会則による。

4. 会 員

- イ、本会は首都圏在住の次の様な方々をもって構成する。
本人又は家族、御先祖が須佐地域出身者で郷土史に関心がある方
その他須佐地域の郷土史研究に関心があり、本会の会則に賛同される方
- ロ、本会会員は原則として「須佐郷土史研究会」(本部須佐)の会員となり、本部会費を含めた年会費を支払うものとする。

5. 組織と世話人

- イ、本会と須佐部会とは生い立ちが異なり、また地理的に遠隔の地にあり、運営の仕方も異なるため、相互の独立性を尊重しつつ、且つ「須佐郷土史研究会」として緩やかな一体関係を維持しながら相互交流を深め、必要に応じて協働する。
- ロ、本会には会員の互選により「代表世話人」と「会計」を選任する。これら世話人の任期は特に定めない。

6. 運 営

- イ、本会は原則として毎月一回月例会を開催する。

ロ、月例会では研究成果の発表、輪読会、古文書研究など本来の郷土史研究(須佐郷土史研究会会則第3条)のほか、郷里須佐地域に関する情報交換を行う。

ハ、今回の運営方針は月例会の出席会員により随時決定する。決議・報告などのために総会等の会議は設けない。

ニ、本会は須佐部会との共同事業の一つとして、本会が推進事務局となって「須佐郷土史研究会」のホームページを運営する。

ホ、本会の研究成果は原則として「研究史料」として取り纏め、HP上に公表する。

ヘ、会員の相互連絡は原則としてE-MAIL及びHPによって行う。

月例会の年間予定はHPに掲載する

本会の活動実績をHPの「あゆみ」欄に掲載する

6. 研究成果物・史料

イ、「研究史料」又は「須佐郷土史研究会HP」に掲載された研究成果物の著作権は本会に所属する。

ロ、会員は本会の成果物を自由に自己の研究に利用する事が出来る。対価支払いを必要としない。

ハ、本会が研究活動の為に収集した史料のうち、貴重な物は必要に応じて須佐歴史民俗資料館又は須佐図書館へ無償で寄贈する。

7. 須佐部会との協働

イ、本会は須佐部会と次の分野で協働する。
須佐郷土史研究会ホームページ
須佐部会機関誌「温故」の校正作業に協力
その他、双方が合意する共同プロジェクト

ロ、共同プロジェクトのために本会が支出する費用は須佐部会へ請求しない。

8. 会計・会費等

イ、本会の年会費は2,500円とし、内1,000円は本部須佐の会費として本部へ納付する。但し、本部須佐に入会しない会員の年会費は1,500円とする。

ロ、健康上その他の理由で長期間月例会に参加できない会員は「休会」扱いとし、年会費の支払いを免除する。

ハ、月例会で配布する資料、CD-R、写真等の費用はその都度別途実費を徴収する。

ニ、会計年度は毎年4月1日から翌年の3月末日までとする

9. 付 則

この会則は2014年3月1日制定、即日実施。

会則の変更・修正は月例会において発議し、出席会員の2/3以上の賛成により行う。

以 上